

沖縄県支部

『公表された私的整理手続』による事業再生に関する調査研究 ～沖縄県中小企業再生支援協議会の活動状況等について～

日本経済は、2011年に入ると足踏み状態から脱し、持ち直しの動きが見られていたが、3月11日の東日本大震災の影響により、再び弱い動きに転じた。このような中、金融庁は中小企業の資金繰りを支援する「中小企業金融円滑化法（返済猶予法）」の期限を2013年3月末まで1年間延長することを正式表明した。今後は、事業再生に対するコンサルティング機能の発揮がますます求められるようになり、それは金融機関のみでなく、専門家である中小企業診断士に対しての期待も大きい。

本調査研究では、事業再生の中でも、特に「公表された私的整理手続」による再生に焦点を当てた。

私的整理による事業再生の枠組みは、政府主導の下で、2000年代前半に大企業を主な支援対象とする制度から整備された。たとえば、「私的整理に関するガイドライン」は、従来、私的整理を調整してきたメインバンク制の機能低下を補完し、私的整理の透明性を確保するために整備された。その後、メインバンクに依存しない中立的な第三者による調整が求められるようになり、不良債権処理を主な目的とする「整理回収機構」や「産業再生機構」が登場した。

大企業の再生支援の枠組みが整えられる一方で、中小企業の倒産に対応する再生支援の枠組みも求められるようになり、「産業活力再生特別措置法」の下、各種手法が整備された。2003年に発足した「中小企業再生支援協議会」は地域性のある中小企業に対応する窓口相談の役割を担い、2008年成立の「事業再生ADR」は、私的整理のさらなる透明性確保のコンセプトの下で幅広い支援対象に向けて創設された。また、2009年以降は、経済・金融危機に対応する枠組みの必要性から「産業活力再生特別措置法」が大幅に改正され、第二会社方式による中小企業の再生支援強化や、企業への出資の円滑化等が盛り込まれた。さらに、債権買取や出資・融資等のファンド機能を持ち、緊急性のある案件や複雑化した案件に対応可能な「企業再生支援機構」が地域再生の鍵として誕生した。

このように私的整理による企業再生の枠組みは、現在まで改良が行われている。しかしながら、支援対象や内容が重複する場合があります、利用する企業や関係者にとっては分かりづらくなっているようにも思える。本調査研究を進めるに当たっては、「公表された私的整理手続」の概要や手続の流れにとどまらず、それを活用する中小企業の使い勝手という観点から、それぞれの手続間の比較を試みた。

また、特に中小企業の事業再生において多くの実績がある中小企業再生支援協議会をクローズアップし、活動実績、再生手法、再生事例等の状況を探った。再生支援協議会では、「事業デューデリジェンス」「事業計画策定支援」「計画策定後のフォローアップ」など、中小企業診断士に求められる分野は、多岐にわたっている。本調査研究では、沖縄県中小企業再生支援協議会の協力を得ながら、再生事業における中小企業診断士の役割等についても検討を試みた。